

## 公立病院改革プランの概要(市立稚内こまどり病院)

団 体 名		北 海 道 稚 内 市					
プ ラ ン の 名 称		稚内市病院事業改革プラン					
策 定 日		平成 21年 2月 10日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	北海道 稚内市病院事業(市立稚内こまどり病院)					
	所 在 地	・市立稚内こまどり病院 稚内市こまどり2丁目7番1号					
	病 床 数	〔・市立稚内こまどり病院 一般(療養) 45床 計 45床〕					
	診 療 科 目	内科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>市立稚内こまどり病院(分院)の役割 こまどり病院は、平成15年2月に当時の国立療養所稚内病院の廃止に伴って移譲を受け、地域において不足している慢性期療養型病院(45床)としてスタートした病院である。当初から医師の確保を含め、経営は厳しいものがあったが、平成18年度の国の医療制度改革、特に、(医療・介護)療養型病床の削減計画による新たな診療報酬制度の導入による診療単価の大幅な引き下げがこれに拍車をかけ、医業収益が一層落ち込んで経営をさらに圧迫する要因となっている。今後の同院の在り方については、全庁組織としての検討委員会において様々な検討を重ねてきているが、急性期医療から慢性期医療へと移行する患者の受け入れ、入院患者を在宅医療・介護又は介護施設等へ転換させることが難しく、患者家族からの要望も多いことなどを踏まえ、同院の役割を再認識しつつ、当面、医師の確保を含めた収支の改善に努め、運営を維持していくものとするが、今後の医師確保等の状況によっては、当該方針を見直すことも必要である。また、開設時より問題となっている資金不足の解消に努めなければならない。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>病院事業は、地方公営企業として運営される以上、独立採算を原則とすべきものであり、地方公営企業法上、①その性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び②性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計等において負担するものされている。</p> <p>平成19年4月1日から、より企業性を発揮できる経営形態の転換を図るべく、地方公営企業法の全部を適用し、病院事業管理者のもとで経営基盤の確立を目指しているが、あらためて、一般会計との適切な経費の負担のあり方について、これを明確にする必要があることから、毎年度総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰出基準」を基本として次に定めるものである。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	病床利用率	92.3%	76.1%	86.7%	86.5%	86.5%	
	医業収支比率	68.7%	77.4%	83.8%	82.5%	83.6%	
	総収支比率	90.5%	103.7%	90.3%	88.8%	90.0%	
	経常収支比率	90.6%	103.7%	90.3%	88.8%	90.0%	
	対)医業収益 職員給与費比率	87.7%	75.5%	72.3%	74.3%	73.9%	
	対)医業収益 薬品費比率	4.4%	3.4%	4.0%	4.0%	4.0%	
	対)医業収益 診療材料比率	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	
上記目標数値設定の考え方		平成19年度に策定した「経営改善プラン」に基づき、市立稚内こまどり病院については総収支比率90%が目標である。					

公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	なし						
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期 経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	該当なし					
	事業規模・形態の見直し	(1)地方公営企業法の全部適用(H19.4.1より実施) 公共性の確保と効率的に病院運営に努め、良質な医療サービスの提供を支える経営基盤を確立させ、着実な計画の推進を図るためには経営責任が明確となる組織形態へ移行しトップリーダーの指揮のもとで徹底した意識改革を図り自立性を拡大する。 ① 自立性の拡大 ② 公共性の確保 ③ 職員の帰属意識の高揚					
	経費削減・抑制対策	【費用の抑制対策】 (1) 材料費の抑制 ① 薬品費の抑制 ・購入価格の動向把握 ・定数管理(SPD)の徹底と請求漏れ防止 ・採用品目の整理およびジェネリック医薬品の採用促進 ② 診療材料費の抑制 ・定数管理(SPD)の継続 ・同等品目の低価格品への切替(機能も同等) ・SPD管理品目の向上 (2) 運営管理経費の抑制 ① 電気使用量の節減 ② 施設維持管理費の節減 更なる経費の抑制や外注している業務、維持修繕等であっても、経費削減につながるため、部分的に職員が実施し経費の抑制を図る。					
	収入増加・確保対策	(1)病床利用率の向上対策 ① 病床管理の一元化による弾力的な入院患者の受け入れ ② 在院日数の増加 ③ 救急外来患者の入院措置の拡大 (2) 診療単価の増加対策 ① 障害者病棟の維持 ② 各種管理料、指導料の加算チェック ③ 外部コンサルタントの導入 ④ CT・MRIなどの高額医療機器の利用促進					
	その他	I.人材の確保 (1) 医師の確保・・①派遣大学医局と連携を維持する。②管理型臨床研修病院として独自の研修医の確保を目指す。③協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設として関連する病院からの研修医の確保を図るべく関係機関との連携を強化。④北海道との連携のもと自治医科大学卒の後期研修病院とし医師の確保に努め、センター病院としての役割の強化に努める。 (2) 看護職の確保・・①7対1 看護基準の創設により看護職の確保が困難な状況にある中で、地元の看護学校との連携をより深めるとともに、各看護養成機関に訪問し、看護職員の確保に努める。②圏域における潜在看護職を掘り起こし、独自のナースバンク制度を創設し、短時間での就労が可能な体制を整える。 (3) 医療技術職員の確保・・地域的に医療技術職員の確保がきびしい状況と今後の定年退職者が続くことを勘案し、さらなる人材確保に努める。 (4) 事務職員・・病院事業の経営にあたって、事務局が担う役割は極めて重要であり、専門的知識を有しているか否かが経営の上で重要度を増すものである。そのため、全部適用後、専門知識を有する職員を随時採用し病院事務のプロフェッショナルを確保するものである。①医療事務職員 ②財務事務職員 II.サービスアップの推進 (1)職員教育の徹底 ① 独自の待遇研修 ② 専門研修					

各年度の収支計画		別紙1のとおり	
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度 別紙のとおり	18年度 19年度
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	診療報酬の改定に伴い、昨年新設した障害者病棟(39床)の運営方針にも変更が生じ、今後において、病院経営の悪化が懸念される。また、現状においては、患者サービス等の向上を図る施設改修等は年次計画によりほぼ完了しており、今後は緊急的な施設整備だけと考えている。	
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	宗谷医療圏域は、長崎県に匹敵する広域な医療圏域を有し、市立稚内病院は、その医療圏域における唯一の総合病院であり、また、地域センター病院でもあるため、24時間365日体制の救急医療を始めとして地域の医療を担っている。また、当該二次医療圏域は地理的状況から、他二次医療圏域との連携が強い地域も見受けられ。また、反面、他の医療圏域よりの受け入れも見られる。 《医療圏域の公立の医療機関内訳：国保病院 7、国保診療所 1、道立診療所 1》	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	広域ネットワーク及び連携として、宗谷自治体病院等広域・連携協議会により策定された、自治体病院等広域・連携構想に基づき道(保健所)が中心となり平成24年度までに、再編・ネットワーク化の方向性を示すよう、現在協議中である。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成24年度まで	<内容> 宗谷自治体病院等広域・連携協議会において、現在協議中である。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年2月10日	<内容> 平成19年度より公営企業法を全部適用しており、また地域的な特性により経営形態を見直しできる状況にないことから、見直しは考えていない。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	市立稚内病院に既に設置されている市立病院運営委員会(有識者、一般市民よりの選出)において行うものとし、当該結果については、速やかに市 広報紙及びホームページに掲載する予定である。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年、9月頃	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	稚内市 (市立稚内こまどり病院)	病院事業
--------------	---------------------	------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

## 病院事業 (分院)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 医 業 収 益 a	233	236	229	249	249	249	
	(1) 料 金 収 入	227	230	222	242	242	242	
	(2) そ の 他	6	6	7	7	7	7	
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	
	2. 医 業 外 収 益	53	81	79	21	21	21	
	(1) 他会計負担金・補助金	22	33	21	20	20	20	
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	30	47	57	0	0	0	
	(3) そ の 他	1	1	1	1	1	1	
	経 常 収 益 (A)	286	317	308	270	270	270	
	支 出	1. 医 業 費 用 b	312	344	296	297	302	298
		(1) 職 員 給 与 費 c	177	207	173	180	185	184
		(2) 材 料 費	16	13	11	13	14	14
		(3) 経 費	95	102	90	84	84	81
		(4) 減 価 償 却 費	24	22	22	20	19	19
(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0	
2. 医 業 外 費 用		7	6	1	2	2	2	
(1) 支 払 利 息		1	0	0	0	0	0	
(2) そ の 他		6	6	1	2	2	2	
経 常 費 用 (B)		319	350	297	299	304	300	
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 33	△ 33	11	△ 29	△ 34	△ 30		
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0	
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0	
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	0	0	0	0	
純 損 益 (C)+(F)	△ 33	△ 33	11	△ 29	△ 34	△ 30		
累 積 欠 損 金 (G)	△ 163	△ 196	△ 185	△ 214	△ 248	△ 278		
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	96	91	114	102	87	76	
	流 動 負 債 (イ)	163	173	166	166	166	166	
	うち一時借入金	150	0	150	150	150	150	
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0	
差引 不 良 債 務 (オ) [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]	67	82	52	64	79	90		
単年度資金不足額 (※)	10	15	△ 30	12	15	11		
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	89.7	90.6	103.7	90.3	88.8	90.0		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	28.8	34.7	22.7	25.7	31.7	36.1		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	74.7	68.6	77.4	83.8	82.5	83.6		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	76.0	87.7	75.5	72.3	74.3	73.9		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	28.76	34.75	22.71	25.70	31.73	36.14		
病 床 利 用 率	90.0	92.3	76.1	86.7	86.5	86.5		

団体名 (病院名)	稚内市 (市立稚内こまどり病院)	病院事業
--------------	---------------------	------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	4	4	4	4	4	4
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	4	4	4	4	4	4
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	4	4	4	4	4	4	
支 出	1. 建設改良費	0	2	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	7	7	6	6	6	6
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	28
	支出計 (B)	7	9	6	6	6	34
差引不足額 (B)-(A) (C)	3	5	2	2	2	30	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	3	5	2	2	2	30
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	3	5	2	2	2	30
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(15) 22	(30) 33	(17) 21	(17) 20	(17) 20	(17) 20
資本的収支	( 0) 4					
合計	(15) 26	(30) 37	(17) 25	(17) 24	(17) 24	(17) 24

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

## 公立病院改革プランの概要(総括)

団 体 名		北 海 道 稚 内 市					
プ ラ ン の 名 称		稚内市病院事業改革プラン					
策 定 日		平成 21年 2月 10日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 23年度					
病院の現状	病院名	北海道 稚内市病院事業					
	所在地	・市立稚内病院 稚内市中央4丁目11番6号 ・市立稚内こまどり病院 稚内市こまどり2丁目7番1号					
	病床数	[・市立稚内病院 一般 258床、精神 100床、感染 4 計 362床] [・市立稚内こまどり病院 一般(療養) 45床 計 45床]					
	診療科目	内科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、外科、産婦人科、精神神経科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、臨床工学科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>1 市立稚内病院の役割 市立稚内病院は、宗谷二次医療圏域の中核病院であり、かつ、圏域唯一の総合病院である。また、地理的には北留萌地域(幌延町、天塩町)にも近接しており、この地域からの患者も少なくない。特に、産婦人科、精神神経科、眼科等、圏域に唯一の診療科を有し、地域センター病院として二次医療を守っているほか、24時間365日の二次救急医療機関として圏域住民の生命と健康を守っている。今後において、稚内市以外の自治体若しくは民間医療機関がこの役割を担うということは現状では想定できないことから、将来に渡って市立稚内病院がこの使命を果たしていかなければならない。そのためには、現に有している医療機能を堅持していくことに加え、医師の引き揚げによって出張医体制となっている診療科を従前の固定医体制にすることが大きな課題である。したがって、医師の確保について、現在医師の派遣を受けている北海道大学医学部及び旭川医科大学との連携を一層緊密にしていく必要がある。また、地域における一次医療機関が減少していることから、当院での一次医療段階の外來患者が極めて多く、二次医療の提供という本来の病院機能が損なわれている現状を踏まえ、市または圏域として一次医療機関の確保・誘致に力を注がなければならない。</p> <p>2 市立稚内こまどり病院(分院)の役割 こまどり病院は、平成15年2月に当時の国立療養所稚内病院の廃止に伴って移譲を受け、地域において不足している慢性期療養型病院(45床)としてスタートした病院である。当初から医師の確保を含め、経営は厳しいものがあつたが、平成18年度の国の医療制度改革、特に、(医療・介護)療養型病床の削減計画による新たな診療報酬制度の導入による診療単価の大幅な引き下げがこれに拍車をかけ、医療収益が一層落ち込んで経営をさらに圧迫する要因となっている。今後の同院の在り方については、全庁組織としての検討委員会において縷々検討を重ねてきているが、急性期医療から慢性期医療へと移行する患者の受け入れ、入院患者を在宅医療・介護又は介護施設等へ転換させることが難しく、患者家族からの要望も多いことなどを踏まえ、同院の役割を再認識しつつ、当面、医師の確保を含めた収支の改善に努め、運営を維持していくものとするが、今後の医師確保等の状況によっては、当該方針を見直すことも必要である。また、開設時より問題となっている資金不足の解消に努めなければならない。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>病院事業は、地方公営企業として運営される以上、独立採算を原則とすべきものであり、地方公営企業法上、①その性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び②性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計等において負担するものされている。</p> <p>平成19年4月1日から、より企業性を発揮できる経営形態の転換を図るべく、地方公営企業法の全部を適用し、病院事業管理者のもとで経営基盤の確立を目指しているが、あらためて、一般会計との適切な経費の負担のあり方について、これを明確にする必要があることから、毎年度総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰出基準」を基本として次に定めるものである。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	病床利用率	80.9%	75.5%	82.1%	82.5%	82.7%	
	医療収支比率	96.8%	93.7%	95.2%	95.1%	95.2%	
	総収支比率	99.9%	100.0%	99.4%	99.5%	99.6%	
	経常収支比率	100.2%	100.3%	99.6%	99.6%	99.6%	
	対)医療収益 職員給与費比率	51.6%	52.1%	53.4%	53.2%	53.1%	
	対)医療収益 薬品費比率	13.6%	13.0%	13.2%	13.3%	13.3%	
	対)医療収益 診療材料比率	10.9%	11.4%	10.7%	10.7%	10.7%	
上記目標数値設定の考え方		平成19年度に策定した「経営改善プラン」に基づき、市立稚内病院は平成23年度までに黒字化を目標とするが、市立稚内こまどり病院については総収支比率90%が目標である。よって、全体としては、総収支比率99.6%が目標である。					

公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	他市町村よりの患者受入比率 入院	26.5%	26.2%	26.2%	26.3%	26.3%	2次医療圏における、総合病院としての充足
	他市町村よりの患者受入比率 外来	16.3%	17.0%	16.2%	15.8%	15.8%	地域連携での外来受診の減少(南宗谷圏など)
	他市町村よりの救急車来院件数	139件	117件	167件	151件	141件	
	高度医療機関への救急搬送件数	36件	46件	36件	39件	39件	産婦人科医師の元定に伴い、高度医療機関への搬送件数の減
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	該当なし					
	事業規模・形態の見直し	(1) 地方公営企業法の全部適用 (H19.4.1より実施) 公共性の確保と効率的に病院運営に努め、良質な医療サービスの提供を支える経営基盤を確立させ、着実な計画の推進を図るためには経営責任が明確となる組織形態へ移行しトップリーダーの指揮のもとで徹底した意識改革を図り自立性を拡大する。 ① 自立性の拡大 ② 公共性の確保 ③ 職員の帰属意識の高揚					
	経費削減・抑制対策	【費用の抑制対策】 (1) 材料費の抑制 ① 薬品費の抑制 ・購入価格の動向把握 ・定数管理(SPD)の徹底と請求漏れ防止 ・採用品目の整理およびジェネリック医薬品の採用促進 ② 診療材料費の抑制 ・定数管理(SPD)の継続 ・同等品目の低価格品への切替(機能も同等) ・SPD管理品目の向上 (2) 運営管理経費の抑制 ① 電気使用量の節減 ② 施設維持管理費の節減 更なる経費の抑制や外注している業務、維持修繕等であっても、経費削減につながるため、部分的に職員が実施し経費の抑制を図る。					
	収入増加・確保対策	(1) 病床利用率の向上対策 ① 病床管理の一元化による弾力的な入院患者の受け入れ ② 在院日数の増加 ③ 救急外来患者の入院措置の拡大 (2) 診療単価の増加対策 ① 障害者病棟の維持 ② 各種管理料、指導料の加算チェック ③ 外部コンサルタントの導入 ④ CT・MRIなどの高額医療機器の利用促進					
	その他	I. 人材の確保 (1) 医師の確保・・・①派遣大学医局と連携を維持する。②管理型臨床研修病院として独自の研修医の確保を目指す。③協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設として関連する病院からの研修医の確保を図るべく関係機関との連携を強化。④北海道との連携のもと自治医科大学卒の後期研修病院とし医師の確保に努め、センター病院としての役割の強化に努める。 (2) 看護職の確保・・・①7対1 看護基準の創設により看護職の確保が困難な状況にある中で、地元の看護学校との連携をより深めるとともに、各看護養成機関に訪問し、看護職員の確保に努める。②圏域における潜在看護職を掘り起こし、独自のナースバンク制度を創設し、短時間での就労が可能な体制を整える。 (3) 医療技術職員の確保・・・地域的に医療技術職員の確保がきびしい状況と今後の定年退職者が続くことを勘案し、さらなる人材確保に努める。 (4) 事務職員・・・病院事業の経営にあたって、事務局が担う役割は極めて重要であり、専門的知識を有しているか否かが経営の上で重要度を増すものである。そのため、全部適用後、専門知識を有する職員を随時採用し病院事務のプロフェッショナルを確保するものである。①医療事務職員 ②財務事務職員 II. サービスアップの推進 (1) 職員教育の徹底 ① 独自の待遇研修 ② 専門研修					

各年度の収支計画		別紙1のとおり	
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度 別紙のとおり	18年度 19年度
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	診療報酬の改定に伴い、昨年新設した障害者病棟(39床)の運営方針にも変更が生じ、今後において、病院経営の悪化が懸念される。また、現状においては、患者サービス等の向上を図る施設改修等は年次計画によりほぼ完了しており、今後は緊急的な施設整備だけと考えている。	
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	宗谷医療圏域は、長崎県に匹敵する広域な医療圏域を有し、市立稚内病院は、その医療圏域における唯一の総合病院であり、また、地域センター病院でもあるため、24時間365日体制の救急医療を始めとして地域の医療を担っている。また、当該二次医療圏域は地理的状況から、他二次医療圏域との連携が強い地域も見受けられ。また、反面、他の医療圏域よりの受け入れも見られる。 《医療圏域の公立の医療機関内訳：国保病院 7、国保診療所 1、道立診療所 1》	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	広域ネットワーク及び連携として、宗谷自治体病院等広域・連携協議会により策定された、自治体病院等広域・連携構想に基づき道(保健所)が中心となり平成24年度までに、再編・ネットワーク化の方向性を示すよう、現在協議中である。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成24年度まで	<内容> 宗谷自治体病院等広域・連携協議会において、現在協議中である。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年2月10日	<内容> 平成19年度より公営企業法を全部適用しており、また地域的な特性により経営形態を見直しできる状況にないことから、見直しは考えていない。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	市立稚内病院に既に設置されている市立病院運営委員会(有識者、一般市民よりの選出)において行うものとし、当該結果については、速やかに市 広報紙及びホームページに掲載する予定である。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年、9月頃	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	稚内市 (市立稚内病院・市立稚内こまどり病院)	病院事業
--------------	----------------------------	------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

## 病院事業

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	5,672	5,722	5,483	5,849	5,898	5,918
	(1) 料 金 収 入	5,473	5,388	5,188	5,531	5,580	5,600
	(2) そ の 他	199	334	295	318	318	318
	うち他会計負担金	0	138	104	117	117	117
	2. 医 業 外 収 益	624	546	560	437	443	432
	(1) 他会計負担金・補助金	529	426	463	400	405	394
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	41	57	68	10	10	10
	(3) そ の 他	54	63	29	27	28	28
	経 常 収 益 (A)	6,296	6,268	6,043	6,286	6,341	6,350
	入	1. 医 業 費 用 b	6,004	5,913	5,852	6,143	6,203
(1) 職 員 給 与 費 c		2,982	2,951	2,859	3,126	3,139	3,145
(2) 材 料 費		1,521	1,411	1,353	1,411	1,425	1,432
(3) 経 費		1,155	1,165	1,237	1,245	1,241	1,238
(4) 減 価 償 却 費		312	344	363	331	368	369
(5) そ の 他		34	42	40	30	30	31
2. 医 業 外 費 用		338	344	175	170	166	161
(1) 支 払 利 息		111	108	56	49	42	35
(2) そ の 他		227	236	119	121	124	126
経 常 費 用 (B)		6,342	6,257	6,027	6,313	6,369	6,376
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		△ 46	11	16	△ 27	△ 28	△ 26
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	3	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	18	19	19	8	6	2
	特別損益 (D)-(E) (F)	△ 18	△ 16	△ 19	△ 8	△ 6	△ 2
純 損 益 (C)+(F)		△ 64	△ 5	△ 3	△ 35	△ 34	△ 28
累 積 欠 損 金 (G)		△ 3,885	△ 3,890	△ 3,893	△ 3,928	△ 3,962	△ 3,990
不良債務	流 動 資 産 (ア)	1,656	1,331	1,541	1,779	1,455	1,612
	流 動 負 債 (イ)	1,014	544	534	549	500	500
	うち一時借入金	150	0	150	150	150	150
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務 (オ)	67	82	52	64	79	90	
単年度資金不足額 (※)		10	15	△ 30	12	15	11
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		99.3	100.2	100.3	99.6	99.6	99.6
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		1.2	1.4	0.9	1.1	1.3	1.5
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		94.5	96.8	93.7	95.2	95.1	95.2
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		52.6	51.6	52.1	53.4	53.2	53.1
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0	0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		△ 11.3	△ 13.8	△ 18.4	△ 21.0	△ 16.2	△ 18.8
病 床 利 用 率		82.6	80.9	75.5	82.1	82.5	82.7

団体名 (病院名)	稚内市 (市立稚内病院・市立稚内こまどり病院)	病院事業
--------------	----------------------------	------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	631	1,201	128	208	100	100	
	2. 他会計出資金	303	297	366	484	333	251	
	3. 他会計負担金	0	80	53	99	80	42	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(県)補助金	0	0	8	0	0	0	
	7. その他	10	7	7	3	3	3	
	収入計 (a)	944	1,585	562	794	516	396	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a)-{(b)+(c)} (A)	944	1,585	562	794	516	396	
	支 出	1. 建設改良費	615	332	237	361	110	110
		2. 企業債償還金	458	1,341	496	562	558	450
		3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
4. その他		163	205	85	48	90	170	
支出計 (B)		1,236	1,878	818	971	758	730	
差引不足額 (B)-(A) (C)		292	293	256	177	242	334	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	292	293	256	177	242	334	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	0	0	0	0	0	
	計 (D)	292	293	256	177	242	334	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(146)	(67)	(97)	(51)	(68)	(60)
	529	564	567	517	522	511
資本的収支	(14)	(86)	(57)	(120)	(101)	(63)
	303	377	419	583	413	293
合計	(160)	(153)	(154)	(171)	(169)	(123)
	832	941	986	1,100	935	804

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。